

令和5年度周南市スマートシティ推進業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

周南市長 藤 井 律 子

1 概要

(1) 件名

令和5年度周南市スマートシティ推進業務委託

(2) 本件の目的

本市は、最重点施策であるスマートシティ推進のため、周南市スマートシティ構想に基づき、住民、高等教育機関等と連携しながら、利用者目線により、地域課題の解決や新たな価値の創造につながるデジタル技術、データ等を活用した取組の具体化を進めている。

本業務では、令和3年度にモデル地区として選定した周陽・遠石地区において、これまでの検討内容を踏まえ、デジタル技術等を活用した実証等を実施することで、住民や利用者等の利便性やデジタル・リテラシーの向上等により地区の価値を高めるとともに、デジタル技術等の導入手法の検討、他地区におけるデジタル技術等を活用した取組の参考事例となることを目的としている。

令和5年度は、令和4年度までに抽出した地域の課題やニーズをもとに、地域情報の可視化、住民が必要とする生活情報の整理を行い、次年度以降の取組につなげる。

(3) 本件の内容・履行場所

「3(2)実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法」で掲載する「令和5年度周南市スマートシティ推進業務委託仕様書」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者（以下、応募者）は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

(1) 応募者が単体法人又は個人である場合の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- イ 参加表明書の提出日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

- ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始がなされていない者であること。
- カ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号、以下「排除要綱」という。）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
（前要綱における「登録業者」は、応募者に読み替える。）
- キ 国税（法人の場合は法人税並びに消費税及び地方消費税、個人の場合は所得税並びに消費税及び地方消費税）及び地方税（本市）において滞納のないこと。
- ク 同種の営業を引き続き1年以上行っていること。
ただし、法人において、代表者が1年以上同一の営業に従事している場合は、同法人が同種の営業を引き続き1年以上行っているものとみなすこととする。
- ケ 個人の場合は、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもののいずれにも該当しないこと。

(2) 応募者が共同企業体である場合の参加資格要件

- ア 構成員は、2（1）アから2（1）ケまでの全ての要件を満たすこと。
（排除要綱における「登録業者」は構成員に読み替える。）

なお、単体法人又は個人として参加表明書を提出し、資格を得た参加資格適合者（参加資格審査結果通知書において、参加資格を有すると認められた者）が、途中で構成員として共同企業体を構成することや、共同企業体として参加表明書を提出し、資格を得た参加資格適合者が、途中で構成員を変更すること、単体法人又は個人としての参加に切り替えることはできない。

(3) 参加における制限

- ア 同一の者からの参加表明は1件のみとする。
- イ 連名による参加表明はできない。（共同企業体は可とする。）
- ウ 応募者が単体法人又は個人である場合、他の共同企業体の構成員として参加表明することはできない。
- エ 応募者が共同企業体である場合、その構成員は、他の応募者である共同企業体の構成員となることはできない。

なお、上記の制限において、支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は、同一とみなす。

3 参加手続

(1) 担当課

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
周南市役所企画部スマートシティ推進課
電話 (0834) 22-8263

FAX (0834) 31-6507

E-mail joho@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書、参加表明書等の入手方法

周南市公式ホームページ (<https://www.city.shunan.lg.jp/>) からダウンロードする。

4 実施要領・仕様書等に係る質問書

(1) 質問方法

質問票を電子メールにより提出する。なお、提出後は必ず電話により受信確認を行うこと。

(2) 受付期間及び受信確認期間

ア 参加表明及び実施要領（「実施要領6（2）イ」に関することは除く。）に関する事

令和5年4月6日（木）9時から4月14日（金）17時必着まで
（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

イ 企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関する事

令和5年4月6日（木）9時から5月1日（月）17時必着まで
（受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出先及び受信確認先

「3（1）担当課」に示す場所とする。

(4) 回答方法

ア 参加表明及び実施要領（「実施要領6（2）イ」に関することは除く。）に関する事

令和5年4月17日（月）に周南市公式ホームページに掲載する。

イ 企画提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに仕様に関する事

令和5年5月2日（火）に、プレゼンテーション及びヒアリングに参加する全ての参加資格適合者に対して、電子メールにより行う。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに参加する参加資格適合者以外からの質問には、回答しない。

5 参加表明書の提出

(1) 提出方法

- ・ 「実施要領5（2）ア」については電子メール、郵送又は持参のいずれか
- ・ 「実施要領5（2）イ」については郵送又は持参のいずれか

※電子メールによる提出の場合は、必ず電話により受信確認を行うこと。

なお、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

(2) 提出期限

令和5年4月20日（木）17時必着

（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

(3) 提出場所

「3（1）担当課」に示す場所とする。

6 企画提案書等の提出

（1）提出方法

電子データによる提出の場合は、電子メール

※電子メールによる提出の場合は、必ず電話により受信確認を行うこと。

なお、受信確認は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

・紙媒体及びDVD-Rによる提出の場合は、郵送又は持参

（2）提出期限

令和5年5月15日（月）17時必着

（受付時間帯は、土日祝日を除く9時から17時までとする。）

（3）提出場所

「3（1）担当課」に示す場所とする。

（4）提出部数

電子データの場合、正本1部

・紙媒体の場合、正本1部、副本6部とする。

（DVD-Rは1枚のみ）

7 選定方法及び受注候補者の特定

企画提案書等の評価は、市が設置する「周南市スマートシティ推進業務委託プロポーザル評価委員会」が行い、最優秀提案者を受注候補者として特定する。

（1）評価（プレゼンテーション及びヒアリング）

日程 令和5年5月23日（火）（予定）

8 契約方法

特定された受注候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとする。なお、受注候補者（共同企業体の場合は全ての構成員）が令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合、契約締結の前に参加資格者名簿に登録する必要がある。また、受注候補者が「実施要領13（1）失格事項」等に該当するなど契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者を受注候補者として再特定し契約締結に向けた協議を行うこととする。

9 その他

（1）失格事項

参加表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

ア 提案を行った参加資格適合者が、参加資格要件を満たさなくなった場合。

イ 提出書類の未提出又は虚偽の記載等があった場合。ただし、軽微な誤記等は除く。

- ウ 実施要領等で示された提出書類について、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があり、市の指示に従わなかった場合。
- エ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- オ プレゼンテーション又はヒアリングを正当な理由なく欠席した場合。
- カ 参考見積金額が実施要領に示している上限額を超える場合。
- キ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合。
- ク 単体法人又は個人として参加表明書を提出し、資格を得た参加資格適合者が、途中で構成員として共同企業体を構成した場合。また、共同企業体として参加表明書を提出し、資格を得た参加資格適合者が、途中で構成員を変更した場合や、単体法人としての参加に切り替えた場合。
- ケ 管理責任者及び過半数の担当者が、企画提案書等の提出時において、応募者（共同企業体の場合はその構成員）と、公告日から起算して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にないことが判明した場合。
- コ 受注候補者（共同企業体の場合は全ての構成員）が令和4・5年度「周南市競争入札等参加資格者名簿（業務委託）」に登録のない場合で、契約締結の前に当該名簿への登録を行わないことが明らかとなった場合。
- サ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合。

(2) その他の留意事項

- ア 企画提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として応募者の負担とする。
- イ 本プロポーザルで本市に提出する押印が必要な資料等は、令和4・5年度競争入札参加審査の申請において、本市と取引をする場合に使用する印鑑又は代表者印を使用することとする。
- ウ 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取消することがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- エ 提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
- オ 提出期限後における参加表明書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（本市からの指示があった場合を除く。）
- カ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- キ 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届により、「3（1）担当課」へ届け出ること。
- ク 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受注候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）に基づき公開することがある。
- ケ 応募者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護さ

れる第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書等の提出者が負うものとする。

- サ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- シ 本市から送付する電子メールの添付資料はクラウドストレージサービスにより送信する。電子メールを受信できない応募者は、「3（1）担当課」の窓口で資料を受け取ることとする。
- ス 本市に提出する書類を郵送で行う場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。
- セ 「3（1）担当課」の窓口で配布する全ての資料は、紙で配布する。参加者がDVD-R又はCD-R（いずれも未使用）を窓口を持参した場合は、当該DVD-R等に電子データを保存し、配布する。また、窓口で受領する者は、参加表明書の連絡先に記載した者とする。配布する場合は名刺等により受領者の所属及び氏名を確認し、その写しをとることとする。代理が受領する場合は、連絡先に記載した者が、事前に受領者として電子メールで、受領日時、所属及び氏名を「3（1）担当課」に連絡した場合に限る。この場合も、名刺等により受領者の所属及び氏名を確認し、その写しをとることとする。
- ソ プレゼンテーション及びヒアリングを非対面のWEB会議形式で実施する場合は、WEB会議用のソフト（Zoom ミーティング、Microsoft Teams 又は Cisco Webex のいずれか）を用いて実施する。WEB会議の主催者は本市とする。なお、ソフトの利用に係る経費（回線費用など）は、参加資格適合者の負担とする。
- タ 提出された資料は、本市の外部アドバイザーに資料を貸与することがある。